

旭川工業高等専門学校教員会議規程

制定 平成27. 3. 20達第22号

改正 平成27. 4. 28達第1号 平成29. 3. 23規則第23号

旭川工業高等専門学校教員会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、旭川工業高等専門学校教員等組織規則（昭和41年達19号）第29条第2項の規定に基づき、旭川工業高等専門学校教員会議（以下「教員会議」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 教員会議は、校長が、校務運営方針を教員に伝達し、かつ、教員の意見を聴し、学校運営の円滑化を図るための諮問機関とすることを目的とする。

2 校長は、教員会議において、次の事項を諮問する。

- (1) 学校運営の重要事項に関すること。
- (2) 教育効果の向上に関すること。
- (3) 学生に関して校長から諮問した事項
- (4) その他学校に関する重要事項及び校長の諮問事項

(構成)

第3条 教員会議は、校長、教授、准教授、講師、助教及び助手のうち常勤の者（再雇用者を除く。）をもって構成する。

2 校長は、教員会議に事務部長、総務課長、学生課長及び技術創造部技術長を出席させる。

3 校長は、必要に応じて課長補佐及び係長を出席させる。

(会議の運営)

第4条 校長は、教員会議を招集して主宰する。

2 教員会議は、原則として毎月1回開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

(事務)

第5条 教員会議の事務に関することは、総務課が処理する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27. 4. 28 達第1号）

この規程は、平成27年4月28日から施行する。

附 則（平成29. 3. 23 規則第23号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。